○沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関する要綱

|  |
| --- |
| (平成28年1月4日決裁) |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正 | 平成28年10月20日決裁 | 平成29年9月1日決裁 |
| 平成29年11月1日決裁 |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条　省令第140条の63の5第1項の規定による申請は、沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(第1号事業者の指定)

第3条　市長は、前条の申請があった場合は、当該申請をした者(以下「申請者」という。)について第1号事業者の指定の適否を審査するものとする。

2　市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、当該申請者に第1号事業者（指定・指定更新）通知書（様式第2号）により、指定を行わないときは、事業者（指定・指定更新）申請結果通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3　市長は、前条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないこととする。

(1)　申請者が、沖縄市暴力団排除条例（平成23年沖縄市条例第15号）第2条第1号又第2号に規定する暴力団又は暴力団員であるとき。

(2)　当該申請に係る事業者指定によって、沖縄市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えると認められるとき。

(3)　申請者が、省令第140条の63の6第1号に規定する基準等に従って適正に第1号事業の運営をすることが困難であると認められるとき。

(4)　その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるとき。

(指定の更新)

第4条　省令第140条の63の5第2項の規定による申請にあっては、沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者更新申請書（様式第4号）により行うものとする。

2　前条の規定は、第1号事業者の指定の更新について準用する。

(指定の有効期間)

第5条　第3条及び前条の指定の有効期間は、6年とする。ただし、申請者が既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)を同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該申請者の申出により、指定の有効期間を訪問介護等の指定の有効期間の満了の日までとすることができる。

(変更の届出等)

第6条　指定の申請事項の変更の届出にあっては変更届出書（様式第5号）により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあっては、廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により、それぞれ行うものとする。

(事業者情報の提供)

第7条　市長は、第2条から前条までの規定による指定若しくは指定の更新又は変更の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、沖縄県、沖縄県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に揚げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3)　サービスの種類

(4)　指定年月日

(5)　事業開始年月日

(6)　運営規程

(7)　その他市長が適当と認める事項

(雑則)

第8条　この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附　則(平成28年10月20日決裁)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附　則(平成29年9月1日決裁)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附　則(平成29年11月1日決裁)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。